

# 自動車運行管理システム導入支援業務 仕様書

## 1 契約期間

契約締結日から令和5年8月 31 日まで

## 2 委託業務の概要

自動車運行管理システムの導入に係る事務作業等の支援業務(以下「本件業務」という。)

## 3 業務内容

- (1) マスタ登録ほか初期設定に係る作業説明、作業支援(問合せ対応を含む。)
- (2) 職員向けシステム導入説明会(以下「説明会」という。)に係る打合せ、説明会資料作成、説明会(1回、最大2時間程度)の実施。なお、説明会は動画を撮影のうえ、後日に本市の職員が任意のタイミングで視聴できるよう、動画データを発注者に提供すること。また、説明会の実施場所は、現場又はオンラインとする。

## 4 その他受注者実施事項

- (1) 契約時に、本件業務に係る業務体制について発注者に書面で報告すること。
- (2) 業務完了時に、本件業務に係る業務実績について発注者に書面で報告すること。
- (3) 発注者からの問合せには即応すること。但し、手段は電話又はメールとする。なお、当該問合せは、吹田市総務部総務室の本件業務担当者のみから行うものとする。
- (4) 発注者は、本件業務の一部又は全部について、再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 5 個人情報の取扱いに係る特記事項

- (1) 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー(平成29年5月18日制定)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者は、本契約業務に従事する従業員に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。